

令和5年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験実施要領

1 目的

農薬販売者及び農薬使用者等（以下「農薬取扱者等」という。）に対し、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、その合格者を「青森県農薬管理指導士」として認定するとともに、「青森県農薬管理指導士」が他の農薬取扱者等に対して指導又は助言を行い、適正な防除を推進することにより、農薬取扱者等の資質向上を図り、もって農薬の安全使用の推進を図るものです。

2 受講・受験について

新規養成研修については資料に基づく自主研修とし、新規認定試験は後述の日程で実施します。

(1) 受講資格

新規養成研修を受講できる者は、次のいずれかに該当する、県内に居住若しくは県内の事業所に勤務する満20歳以上（令和5年4月1日現在）の者とし、下表に掲げる者は除きます。

- ア 農薬販売業者又はその従業員で、現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- イ 防除業者又はその従業員で、現に防除業務に従事している者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- ウ 農薬使用について指導的立場にある者のうち、実務の経験が概ね2年以上の者
- エ 上記の者のほか、農薬に関する知識及び実務経験を有する者で、知事が適当と認める者

<受講できない者>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">1 心身の障害により農薬管理指導士の業務を適正に行うことができない者2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者3 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 |
|---|

(2) 受験資格

受講資格を満たした者のうち、受験申し込み後に青森県農林水産部食の安全・安心推進課が送付する研修資料を基に、自主研修した者が対象です。

3 受講・受験手続き

「受講・受験申請書」（別紙様式）に必要事項を記入し、250円切手を同封の上、令和5年11月24日（金）までに青森県農林水産部食の安全・安心推進課へ提出してください（必着）。

4 受講・受験費用

無料とします。

研修資料は12月上旬頃の発送を予定していますが、事前に研修内容について学びたい場合や理解を深めたい場合は、テキストとして「農薬概説（2023）」（発行：一般社団法人日本植物防疫協会、税込2,750円）を購入することができます。

【販売先】日本植物防疫協会オンラインストア ※書店では販売していません。

URL: <https://jppaonlinestore.raku-uru.jp>

5 新規認定試験の日程等

試験会場	日時
アピオあおもり （青森県男女共同参画センター及び 青森県子ども家庭支援センター） 〒030-0822 青森市中央3丁目17-1 TEL：017-732-1010	令和5年12月22日（金） 【受付】13:00～13:30（30分） 【説明】13:30～13:35（5分） 【試験】13:35～14:55（80分）

注）入場時の検温において、体温が高い場合は受験をお断りする場合があります。

6 認定試験、認定基準等

（1）試験時間は80分とします。

試験開始30分経過後は試験会場から退場できることとします（再入場は不可）。

ただし、体調不良等により退室する場合は、試験監督官に申し出てください。

（2）問題は50問（1問2点）、解答は三者択一形式とします。

（3）70点（35問）以上の正解者を、青森県農薬管理指導士の認定候補者とします。

（4）試験中はテキスト、ノートなどをいっさい見ることができません。

（5）認定試験で不正があった者は、その場で受験を中止し、退場していただきます。

（6）試験中に携帯電話等の使用はできません。

7 持参する物

筆記用具、運転免許証等の本人確認ができるもの

8 認定者の発表

令和6年1月下旬頃、試験の合否について本人に通知するほか、合格者の受験番号を食の安全・安心推進課ホームページに掲載します。

>> 食の安全・安心推進課サイト

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/index.html>

9 認定期間と認定証の交付

上記合格者を令和6年4月1日より3年間「青森県農薬管理指導士」として認定し、その旨を記載した認定証を交付（郵送）します。

なお、認定後3年間を経過し、更新を希望する場合の手続きについては、別途通知します。

「青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験」問合せ窓口

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県農林水産部食の安全・安心推進課

環境農業グループ 担当：上原子

青森県庁代表電話 017-722-1111（内線5042）

環境農業グループ直通 017-734-9353

FAX番号 017-734-8086

メールでの問合せ先 takeshi_kamiharako@pref.aomori.lg.jp

申込日 令和5年 月 日

「令和5年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験」受講・受験申請書

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

令和5年度青森県農薬管理指導士新規養成研修を受講し、認定試験を受験したいので申請します。

申請者	ふりがな				年齢
	氏名				満 歳
	自宅住所	〒			
	電話	— —	携帯	— —	
勤務先	ふりがな				
	名称				
	所在地	〒			
	電話	— —	F A X	— —	

受験票・研修資料の返送先

自宅 勤務先

その他

〒

※いずれかにチェックし、その他を希望する場合は返送先の住所を記載する。

【証明欄】

申請者は、

(昭和・平成・令和) 年 月から現在まで、 年 か月間にわたり、農薬販売業務(又は防除業務)に従事していることを(証明します・申し立てます)。

名称:(同上・)

所在地:(同上・)

勤務先の代表者:

注1) 2年以上農薬販売業務(又は防除業務)に従事したことを証明できる者(代表者のほか、支所長や部長などでも可)が記載する。

2) 申請者が農薬販売業者(又は防除業者)の経営者(代表)の場合は、申立に○を付す。

3) 上記様式による証明の記載が難しい場合は、食の安全・安心推進課に連絡する。

参 考

令和5年度青森県農薬管理指導士新規養成研修及び認定試験の
受験申込等に関する注意事項

○提出書類、受験に際しての注意事項です。

I 提出書類について

- ① 受講・受験申請書（別紙様式）
もれなく記入しましたか？

チェック

- ② 返信用切手
250円切手を同封しましたか？

チェック

①②を封筒に入れ、
令和5年11月24日(金)
までに提出してください。

【提出先】 〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県農林水産部食の安全・安心推進課 担当：上原子

[備考]

○上の書類を含む「実施要領」は次のホームページからダウンロードできます。

>>農ナビ青森 <https://www.nounavi-aomori.jp/>

>>青森県食の安全・安心推進課

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/sanzen/index.html>

研修資料は、12月上旬頃に発送します。

12月8日までに、届いていない、または不備等がある場合は、食の安全・安心推進課までご連絡ください。

II 試験当日の持ち物について

- 1 筆記用具
- 2 本人確認のできるもの（運転免許証など）

III 交通アクセス等について

<会場>

アピオあおもり(青森県男女共同参画センター及び青森県子ども家庭支援センター)

〒030-0822 青森市中央3丁目17-1

電話：017-732-1010

FAX：017-732-1073

(ホームページアドレス <http://www.apio.pref.aomori.jp/>)



※アピオあおもり HP から引用

○駐車場のご使用について

アピオあおもりの建物道路を挟んで向い側に、90台収容の専用駐車場がありますが、台数に限りがありますので、できるだけ公共の交通機関を御利用ください。

<交通案内>

○青森市営バス

●JR青森駅(④のりば)

浪館・中央循環線(右回り)「アピオあおもり」下車

●JR青森駅(④のりば)

市民病院線、横内環状線、問屋町行き、

浜田循環線、朝日放送行き、青森公立大学行き「働く女性の家前」下車徒歩3分

●国道4号線「市役所前」下車徒歩8分

○タクシー・車

●青森駅より約10分

●青森中央ICより約15分